

年度報告書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

小笠原島漁業協同組合

令和3年度 業務報告

【施設の利用案内・受付】

○指定施設の利用案内を作成・周知し、受付を実施した。

その際に入出港届等の書類提出義務の告知を再度、要約して配布した。

【指定施設の利用許可】

○利用許可の決定を行い、利用者に利用許可書および承認ステッカーを交付した。

【利用料金の収受】

○別紙利用料金収入のとおり

【施設の維持管理】

○日常的に清掃・巡回を実施。台風や強風・大雨の後日にスロープ等の清掃を実施。

○東京都が実施した利用に関するアンケートを配布、回収について協力した。

○管理区域内の駐車状況の改善を促した。

○船舶の有無、利用確認を行う。

○奥村船揚げ場その2に水道を設置し、利用者に使ってもらえるようにした。

【その他】

○稼働状況の少ない船舶の所有者に対し、施設利用の解約を勧めた。

○利用者同士の利用場所の交換を受け、許可を行った。

施設の管理状況

管理状況の総括

- ・ほぼ毎日朝・昼・夕方に見回りを行った。
- ・台風時などは、利用者や遊漁部と連携し、迅速な養生・被害対処の呼びかけを行い、施設の安全管理を徹底した。また、台風通過後の見回りや漂着物の回収も行った。
- ・施設の利用方法について、利用者に現場で指示、指導、説明を行った。同時に要望の聞き取りも実施した。
- ・域内駐車について指示・指導を行った。

非常時等の対応

日付	業務内容	栈橋1	栈橋2	船揚場	船揚場1号その2	船揚場(2号)	前面泊地 護岸(保安署横)	前面泊地 護岸(赤間裏)	前面泊地 護岸(野積場前)	波堤内側泊地 二見漁港中央防
4月25日	・見回り(台風2号接近に伴い)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5月13日	・漂着物の回収					●				
5月27日	・漂着物の回収					●				
6月26日	・見回り(台風5号接近に伴い、養生等状況確認)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
7月24日	・漂着物の回収					●				
8月10日	・漂着物の回収(台風10号通過後)			●		●				
9月27日	・呼掛け実施、養生開始(台風16号接近に伴い)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
10月2日	・漂着物の回収 ・見回り(台風16号通過後)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
10月8日	・放置廃タイヤ回収			●						
10月26日	・呼掛け実施、養生開始(台風20号接近に伴い)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
10月29日	・見回り(台風20号通過後)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
11月24日	・漂着物の回収					●				
12月28日	・漂着物の回収			●		●				
1月17日	・漂着物の回収					●				
2月10日	・軽石の回収			●		●				
2月23日	・漂着物の回収					●				
3月25日	・軽石の回収 ・漂着物の回収					●				
3月30日	・軽石の回収 ・漂着物の回収			●						

※ 日常の清掃、点検以外に、漂着物撤去、点検、台風への対応等を行った施設について、●印を付けている。

指定管理者アンケート結果（令和3年度）

（単位：件）

配布数	回収数	回収率
107	60	56%

（単位：件）

十分満足している	まあ満足している	やや不満である	かなり不満である	未回答
21 (35%)	31 (53%)	6 (10%)	1 (1%)	1 (1%)

【主な意見・要望】

1 施設整備に関する意見・要望

- ・地面（コンクリート）が割れたり、平面になっていないところがあり危険。
- ・干潮時でも上架できるようスロープの長さを改善してほしい。
- ・アンカーを増設してほしい。
- ・外灯を設置してほしい。
- ・サンゴの除去をしてほしい（船底や船外機に接触してしまい、上げ下ろしににくい）。

2 施設管理に関する意見・要望

- ・係留している人が、1号その2の船揚場も使えるのは不公平だ。
- ・栈橋利用者以外の車の利用が多すぎる。
- ・（潮路橋横の護岸に）特定のボートが係留している。
- ・（一時的に使用する船がいるため）船をつけられないことが多い。

【意見・要望の考察】

1 施設整備について

- ・地面が割れている箇所や平面になっていない箇所については状況を確認し、修繕を行っている。規模が大きなもの、上架施設（スロープ）の改修とあわせて実施可能か検討をしていく。
- ・スロープについては、今年度地質調査及び磁気調査を行う予定である。
- ・アンカーは係船環等の係留施設ではなく、都で整備（設置）するものではないことを丁寧に説明していく。
- ・外灯については、LED化や老朽化している外灯の取替工事を含め検討を進めている。
- ・サンゴの成長により係留等の支障となるため、水深確保のための除去は毎年実施している。

2 施設管理について

- ・利用者のマナー向上については指定管理者が日常的に注意・指導を行っている。
- ・引き続き注意喚起を徹底するよう、都としても指定管理者に指導していく。

漁港施設事業報告書

(令和3年度)

令和4年4月

団体名 小笠原島漁業協同組合

I 収支報告

1 収入

(単位：円)

項目	内容	金額
利用料金		7,141,200
利用料金収入	栈橋、船揚場、泊地の利用料金収入	7,141,200
計(A)		7,141,200

2 支出

(単位：円)

項目	主な用途	金額
人件費	現場に配置されている職員等の経費(給与、諸手当、法定福利費、厚生費など)	5,520,000
事業費		1,585,666
光熱水費	ガソリン代他	132,000
備消耗品費等	コピー用紙等消耗品、備品、修繕費等	1,294,290
役務費等	利用案内郵送料、電話代等	148,076
その他経費	収入印紙等	11,300
計(B)		7,105,666

3 収支差額

(単位：円)

項目	内容	金額
収支差額	(A) - (B)	35,534

II 財務諸表（抜粋）

（単位：円）

科 目		金 額
漁港管理委託事業収益		7, 141, 200
	漁港管理委託事業収入	7, 141, 200
漁港管理委託事業直接費		7, 105, 666
	漁港管理委託事業支出	7, 105, 666
漁港管理委託事業総利益 （収益 － 直接費）		35, 534